

# 高浜小学校いじめ防止基本方針

高浜市立高浜小学校

## 1 いじめ防止の基本的な考え方

- ・いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子にも起こり得ることであるという認識をもち、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ・いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な取組を進め、特に未然防止の活動はすべての教職員が日々実践していく。

## 2 いじめの定義

- ・「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

## 3 いじめ防止に向けた主な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ① 雰囲気作り…いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
  - ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
  - ・規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくり・集団づくりを行う。
  - ・互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ② 居場所づくり…児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む心の居場所づくりを推進する。
  - ・互いのよさや考えを認め合える学級づくりと授業づくり、清掃や児童会行事での異学年交流の充実、児童の自発的な活動を支える委員会活動と係活動の充実を目指し、一人一人が活躍できる場をつくる。
  - ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科などで友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる体験をし、人とつながる喜びを味わう体験活動の推進を行う。
- ③ 絆づくり…命や人権を尊重し、豊かな心を育てる人権教育・道徳教育の充実を目指す。
  - ・人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
  - ・学級の児童の実態に合わせて、道徳の主題や資料の内容を検討し、他人を思いやる心を育てられるよう道徳教育の充実を目指す。
- ④ 保護者・地域へのはたらきかけ
  - ・PTAの総会や懇談会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等によ

る広報活動を積極的に行う。

## (2) 早期発見に向けての取組

### ① 日々の観察

- ・休み時間や放課後のふれあい等の機会に児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教師がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

### ② アンケート・あのねタイムの活用

- ・懇談会前に学校生活アンケートとQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、児童の様子への把握に努める。また、児童一人一人と担任が話をする時間（あのねタイム）を行い、いじめの早期発見に努めていく。

### ③ 相談しやすい環境づくり

- ・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝え、安心感を与えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保護者からの訴えがあるときには、問題が起きる前から信頼関係を築いておく必要がある。そのために日頃から児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡をする。その際、保護者の気持ちを理解しながら接するために、できていないところばかりを伝えるのではなく、日頃のがんばりを認めながら伝えていく。

### ④ 情報モラル教育

- ・スマートフォンをはじめとした通信機器によるトラブルが近年増えている。こうしたトラブルをなくすために、学活や道徳の時間を使い、情報モラル教育を継続的に行って行く。

## 4 いじめに対する措置

### (1) 措置の基本的な流れ

#### ① 正確な実態把握

- ・双方・周りの児童から聞き取り、全体像を把握する。
- ・教職員で情報を共有し、実態を正確に把握する。

#### ② 指導体制・方針の決定

- ・ねらいを明確にし、教職員の共通理解を図る。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### ③ 児童への指導・支援、並びに保護者との連携

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童へは、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を行う。
- ・保護者と学校との連携方法を話し合う。

#### ④ 事後の措置

- ・カウンセラーとの連携により、心のケアを行う。
- ・誰もが大切にされる学級経営を行う。

### (2) 発見・通報を受けたときの措置

#### ① いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を守るために、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等についても教職員の目の届く体制を整備する。

#### ② 事実確認と情報の共有

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、同じ学年の教職員に報告・相談し、

複数の教職員で対応するようにする。いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者などの第三者からも情報を得て、正確に事実を把握する。

### (3) いじめられた児童への支援といじめた児童への指導

#### ① いじめられた児童への支援

- ・事実確認とともに、その子の気持ちを受け入れ、共感することで安定を図る。
- ・最後まで守り抜くことや、秘密を守ることを伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・保護者には、できるだけ発見したその日のうちに家庭訪問等で面談し、事実関係を直接伝える。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

#### ② いじめた児童への指導

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向けて指導をする。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、「いじめは許されない行為である」という毅然とした対応と強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・保護者には正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

#### ③ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上でのいじめを発見したときには、その内容を確認する。その際、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。携帯電話やスマートフォンなどの場合は画面を撮影して内容を保存する。原則、書き込みを行った児童に削除させるが、必要に応じてプロバイダー等に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

## 5 いじめ防止対策の校内組織

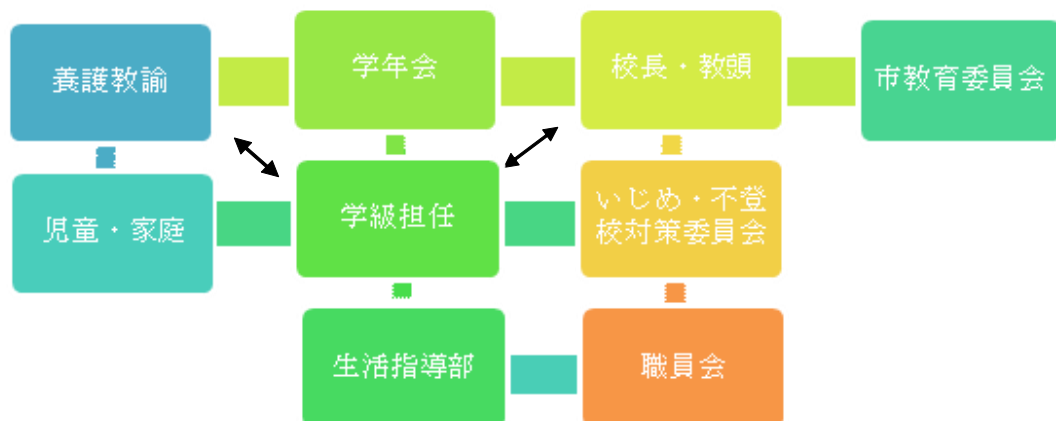
(1) いじめ・不登校対策委員会…毎月1回行い、いじめ問題での組織的な取組を推進するため、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

役割①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

②教職員への共通理解と意識啓発

③いじめの措置

<指導の組織>



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(3) 学校だけで解決できない事案に対しては、教育委員会に要請し、「高浜市いじめ問題対策連絡協議会」に事案をかける。

### (4) 重大事態対応フロー図

#### 学校に重大事態の調査組織を設置



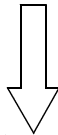
- ・ いじめ・不登校対策委員会を調査組織の母体とする。
- ・ 組織の構成は専門的知識を有する第三者の参加を図ることにより公正を保つ。

#### 事実関係を明確にするための調査を実施



- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

#### いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供



- ・ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・ 調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

#### 調査結果を教育委員会に報告



- ・ 希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

#### 調査結果を踏まえた必要な措置



- ・ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ・ 再発防止に向けた取組